

消防施設等整備事業補助事業

危機管理課：TEL 551-0109

○事業の概要

初期消火及び防災体制の充実を図るため、自治会が行う消防施設や防災用品等の購入に対して補助金を交付します。

○事業主体

自治会

○補助対象事業

- 消火栓器具の購入 消火栓器具一式・消防用ホース・器具箱・スタンドパイプ・管そう・開閉器
- 消防施設の購入 小型動力ポンプ・軽可搬ポンプ・消防用ホース・乾燥塔
- 消防用品の購入 ハッピ・ヘルメット
- 防災施設・用品の購入 防災倉庫・屋外放送設備・救出用工具・折りたたみリヤカー・ワンタッチ担架・ハンドメガホン・投光機・発電機・油圧式ジャッキ・救急セット

○補助金の額

- 消火栓器具一式 消防用ホース3本・スタンドパイプ1本・管そう1本・開閉器1組・器具箱1個
事業費（1組10万円を限度とする）×1/3（補助率）
※ 消防用ホース、差込式金具とも国家検定合格品に限ります。
- 消防用ホース
事業費（口径65mm×20mは1本24,000円、口径40mm×20mは1本12,000円を限度とする）×1/3（補助率）
※ 国家検定合格品に限ります。
- 消火栓器具箱
事業費（1個14,000円を限度とする）×1/3（補助率）
※ スチール製、ホース3本入用（27cm×60cm×90cm以上）で文字入、屋根及び脚付または湖南消防式消火栓器具箱（文字入）に限ります。
- スタンドパイプ
事業費（1本6,000円を限度とする）×1/3（補助率）
- 管そう
事業費（1本6,000円を限度とする）×1/3（補助率）
※可変式ノズルタイプも可

- 開閉器
事業費（1本2,000円を限度とする）×1/3（補助率）
- 小型動力ポンプ及び軽可搬ポンプ
事業費（B2級は100万円、B3級は90万円、D1級は45万円を限度とする）×1/3（補助率）
※ 動力消防ポンプ規格省令に定められたB2級、B3級、D1級に限ります。
- 消防用ホース乾燥塔
事業費（30万円を限度とする）×1/3（補助率）
※ 高さ10m～13m以内の鉄柱を使用し、風速50mに耐えられるもの。
- ハッピ
事業費（1着につき9,000円を限度とする）×1/3（補助率）
※ 消防専用品で、いずれも5着以上を購入した場合に限ります。
- ベスト
事業費（1着につき2,200円を限度とする）×1/3（補助率）
※ 自治会名や役割等が表記されているもの又はできるもので、5着以上を購入した場合に限ります。
- ヘルメット
事業費（1個につき2,500円を限度とする）×1/3（補助率）
※ 消防専用品及び日本工業規格品で、5個以上購入した場合に限ります。
- 防災倉庫
事業費（1台につき750,000円を限度とする）×1/3（補助率）
※ 3.3㎡（1坪）以上で、消防防災備品の収納専用に限ります。
- 屋外放送設備
事業費（1セットにつき400,000円を限度とする）×1/3（補助率）
屋外で利用できるスピーカー・アンプ・マイクを1セットとする。（スピーカー・アンプ一体型も可。）
- 救出用工具
事業費（レスキューキットリュック型は1セットにつき35,000円、レスキューキットボックス型は1セットにつき60,000円を限度とする）×1/3（補助率）
- 折りたたみリヤカー
事業費（1台につき150,000円を限度とする）×1/3（補助率）
※ ノーパンクタイヤ使用でアルミ製に限ります。
- 担架
事業費（1台につき12,000円を限度とする）×1/3（補助率）
- ハンドメガホン
事業費（1個につき21,000円を限度とする）×1/3（補助率）
※ 電池式でサイレン付きのものに限ります。

●投光機

事業費（1台につき4,500円を限度とする）×1/3（補助率）

※ 300w以上のものに限ります。

●発電機

事業費（1台につき100,000円を限度とする）×1/3（補助率）

※ 900w以上のものに限ります。

●油圧式ジャッキ

事業費（1台につき450,000円を限度とする）×1/3（補助率）

●救急セット

事業費（1セットにつき25,000円を限度とする）×1/3（補助率）

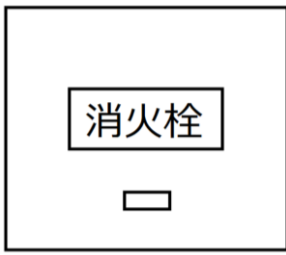
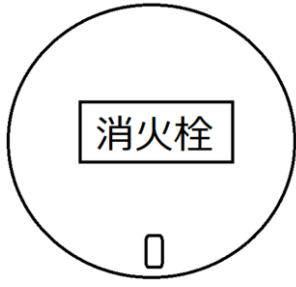
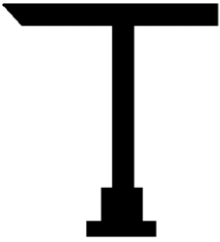
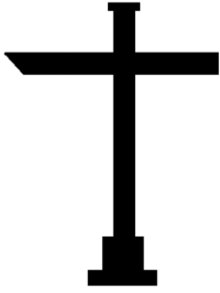
※ 20人用以上のものに限ります。

備考：事業費が限度（基準額）に満たない場合は、事業費を基準額として補助率を乗じるものとします。

〔お願い〕

消火栓蓋の変更に伴う開閉器（十字型）について

当市では上水道本管工事や、老朽化に伴う修繕で、適時消火栓の蓋を角型から、丸型へと取替を行っております。その際、丸型の蓋を開ける開閉器（十字型）を近くの消火栓器具箱に備え付けしておりますが、点検時に開閉器（十字型）がないようであれば、お渡しいたしますので、危機管理課までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

	旧型	新型
消火栓蓋		
開閉器		

○担当課

市民政策部 危機管理課

TEL 551-0109